

雇用保険法、労働保険徴収法の改正及び 求職者支援法が可決成立

「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（労働保険徴収法）の一部を改正する法律」、「求職者支援法」が平成 23 年 5 月 13 日に可決成立された。雇用保険法は 8 月 1 日（一部例外あり）、労働保険徴収法は平成 24 年 4 月 1 日、求職者支援法は 10 月 1 日から施行。

本稿では主なものを掲載する。

我が国の雇用失業情勢は、依然として厳しい状況にあり、また、非正規労働者や長期失業者の割合が長期的に上昇する中で、雇用のセーフティネットの充実を図ることが必要となっている。

このような状況に対応して、①労働者の生活の安定を確保するため、失業等給付における賃金日額の下限額を引き上げるとともに、②失業者の安定した再就職の促進を図るため、就業促進手当の給付額を引き上げる等の見直しを行うほか、③雇用保険の財政状況等を勘案し、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の措置を講じるため、雇用保険法、労働保険徴収法の改正が行われた。さらに、賃金日額の上限額については、毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、8 月 1 日から変更された。

また、本年 10 月 1 日からスタートする求職者支援法は、東日本大震災の被災者においても雇用の確保という面から重要な役割を果たすものと考えられる。

1. 雇用保険等の一部改正等

(1) 失業等給付の改正等

①賃金日額の下限額の改正、上限額の変更

賃金日額の下限額を 2,000 円から 2,330 円（受給資格者の年齢に係らず）に引き上げ、上限額

年 齢	賃金日額の上限額（変更前）
60 歳以上 65 歳未満	15,060 円（14,540 円）
45 歳以上 60 歳未満	15,780 円（15,010 円）
30 歳以上 45 歳未満	14,340 円（13,650 円）
30 歳未満	12,910 円（12,290 円）

は毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、受給資格者の年齢に応じ、先の表のとおり引き上げた。

<参考>

$$\text{賃金日額 (原則)} = \frac{\text{被保険者期間として計算された最後の 6 か月間に支払われた賃金の総額*}}{180}$$

* 賃金の総額…臨時に支払われる賃金、3 か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く

②基本手当日額の変更

賃金日額下限額、上限額の変更に伴い、基本手当日額が変更となった。

<参考>

基本手当日額とは、被保険者が雇用保険として受給できる 1 日あたりの金額。

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{基本手当の給付率}$$

*（50%～80%、ただし、60 歳以上 65 歳未満の者の場合、45%～80%）

* 給付率は賃金水準が低いほど高い。

（基本手当日額の計算例）

●賃金日額が「2,320 円」（下限額）の場合

$$2,330 \text{ 円} \times 80\% = 1,864 \text{ 円}$$

●賃金日額が「15,780 円」45 歳以上 60 歳未満の場合

$$15,780 \text{ 円} \times 50\% = 7,890 \text{ 円}$$

(2) 就業促進手当の改正

①再就職手当の給付率引上げ

・再就職手当の支給率は、給付日数を 1/3 以上残して就職した場合は、現在、暫定的に 40%（原則 30%）となっているが、これを 50%とし恒久化する。

- ・給付日数を2/3以上残して就職した場合の支給率は、現在、暫定的に50%（原則30%）となっているが、これを60%とし恒久化する。

※再就職手当…受給資格者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従って必要があると認めるときに支給する。

②常用就職支度手当の給付率の暫定的引上げの恒久化

- ・就職困難者（障がい者等）が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」の支給率は、現在、暫定的に40%（原則30%）となっているが、暫定率（40%）を恒久化する。

※常用就職支度手当…厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者、特例受給資格者または日雇受給資格者であって、身体障がい者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定める者に対して、公共職業安定所長が基準に従って必要があると認めるときに支給する。

2. 労働保険徴収法の一部改正

（1）雇用保険率の改正（平成24年4月1日施行）

雇用保険率を1000分の17.5（改正前1000分の15.5）（農林水産業及び清酒製造業については1000分の19.5（同1000分の17.5）、建設業については1000分の20.5（同1000分の18.5）とする。

（2）雇用保険率の弾力的変更の範囲の改正

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の変更は、1000分の13.5から1000分の21.5まで（農林水産業及び清酒製造業については1000分の15.5から1000分の23.5まで、建設業については1000分の16.5から1000分の24.5まで）の範囲で行う。

3. 求職者支援法（平成23年10月1日施行）

（1）目的

特定求職者（雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援

を行う必要があると認められる者）に対し、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的としている。

（2）内容

①職業訓練の認定

- ・厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し、重要な事項を定めた計画（「職業訓練実施計画」）を策定。
- ・厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業訓練の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練を認定（「認定職業訓練」）。
- ・認定職業訓練を行う者に対して、訓練が円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる。
- ・認定に関する業務は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。

②職業訓練受講給付金の支給

- ・特定求職者が認定職業訓練等の受講を容易にするため、公共職業安定所長の指示を受けて訓練等を受講する場合に職業訓練受講給付金を支給することができる。
- ・支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

③就職支援の実施

- ・公共職業安定所長は、就職支援計画を作成し、特定求職者に対して、その就職を容易にするため、職業指導・職業紹介や認定職業訓練の受講等就職支援の措置を受けることを指示。
- ・指示を受けた特定求職者は、その指示を従うとともに、速やかに就職できるように自ら努める。

④その他

- ・認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による新事業（就職支援法事業）として行う。
- ・立入検査、差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等の規定を設ける。